

料金表

施設名	主な施設	基本使用料 (1時間あたり)	減額(半額) (1時間あたり)
高齢者センター	研修室	200円	100円
	調理室	120円	60円
	和室1	100円	50円
	和室2	100円	50円

●減額について

- (1) 市が認める公共的団体が総会、役員会等の各種会議で利用するとき。
- (2) 構成員の半数以上が市内に在住する65歳以上で構成する団体が利用するとき。
- (3) 構成員の半数以上が市内に在住する方で構成する団体が、施設の設置目的に沿った利用をするとき。

●免除について

- (1) 市内の各種団体が市などの行政機関から要請を受けてまたは行政事業の一環としての協力目的で利用するとき。
- (2) 公共的団体のうち事務局運営を市が直接行っている団体が総会、役員会等の各種会議で利用するとき。
- (3) 市内の保育所、幼稚園、小中学校、特別支援学校、高等学校等が行う教育活動で利用するとき。
- (4) 市の認める公共的団体が青少年の育成を目的とした活動で利用するとき。
- (5) 市の認める公共的団体が施設(建物に限る)内の共用スペースを利用し、かつ、スペース用途を妨げないことを条件とし作品等の展示で利用するとき。
- (6) 市の認めた文化振興事業を担う団体が、その活動目的に沿った大会・イベントを主催するとき。
- (7) 構成員の半数以上が市内に在住する75歳以上で構成する団体が利用するとき。
- (8) 構成員の半数以上が市内に在住する15歳以下(中学生)で構成する団体が利用するとき。
- (9) 構成員の半数以上が市内に在住する障がい者で構成する団体が利用するとき。

●割増制度について

- (1) 市外団体が利用する場合 基本使用料の1.5倍
- (2) 目的外で利用する場合 基本使用料の2倍
- (3) 法人利用の場合 基本使用料の2倍～3.5倍

●利用について

- (1) 利用時間に1時間未満の端数が生じるとき、又は利用時間が1時間未満であるときは、当該1時間未満の時間については、1時間とみなして計算します。
- (2) 利用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含みます。
- (3) 未成年の方が施設を利用するときは、保護者又はこれに準ずる方の同伴が必要となります。

●施設の予約方法について

- (1) 市内団体(市内に在住・在勤・在学している方が半数以上で構成する団体)は、利用日の3ヵ月前から3日前までの申請となります。
市外団体(市内に在住・在勤・在学している方が半数以下で構成する団体)は、利用日の1ヵ月前から3日前までの申請となります。
- (2) 申請書提出時に施設使用料を徴収いたします。

- (3) 受付窓口は、生涯学習課又は谷和原庁舎市民窓口課で、開庁日の8:30～17:15になります。

●利用制限について

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とするとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、高齢者センターの管理上支障があるとき。

●還付について

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用ができなくなったとき。
- (2) 利用日の14日前（利用日の14日前が休館日に当たるときは、当該日の直後の休館でない日）までに利用の取消しを申し出たとき。